

飯山市 法人市民税 税率表

均等割			法人税割					
資本金等	従業者数	税率(年額)	資本金若しくは出資金	法人税額	税率			
50億円 超	51人以上	3,600,000円	1億円超		(法人税額×)			
	50人以下	492,000円						
10億円 超 50億円以下	51人以上	2,100,000円				1億円以下	200万円 超 (分割前の額)	14.7/100
	50人以下	492,000円						
1億円 超 10億円以下	51人以上	480,000円	200万円以下 (分割前の額)	(法人税額×)				
	50人以下	192,000円						
1千万円 超 1億円以下	51人以上	180,000円	13.3/100					
	50人以下	156,000円						
1千万円以下	51人以上	144,000円						
	50人以下	60,000円						

資本金等とは、資本金・出資金・資本積立金の合計金額です。  
 従業者数とは、市内に有する事務所・事業所又は寮等の従業者数  
 (給料・賞与等の支給を受ける役員を含む)の合計数です。  
 法人税割で資本金1億円以下、かつ法人税額200万円以下の法人  
 に対する税率(13.3%)は、飯山市独自の中小法人に対する軽減措置です。